

業務連絡

2023年4月17日 No. 10
JR東海労新幹線関西地本
業務部

2023年3月15日、支社会議室において「申」第19号について、組合側幹事と会社側幹事による団体交渉開催に向けた事前の打ち合わせを行いました。会社は、団体交渉を拒否しました。以下は協議の主なやり取りです。

「申」第19号「可動柵の閉め忘れ対応における、開扉状態を放置する対応」に関する申し入れ(2023年1月31日)

1. 訓練では「可動柵を閉め忘れた状態のまま、発車させる。」指導を行ったが、乗客がホーム下へ転落する危険があると考え。会社の見解を明らかにすること。

【回答】回送列車の乗務員交代時において乗務員室箇所の可動柵が開扉されなかった事象が複数発生したことを受けて、既に取り扱いをより明確なものに変更している。

2. 会社の指導のままでは、一部の可動柵が開いたままとなり「可動柵表示ランプが点滅した状態」となる。これまで「可動柵表示ランプの点滅時は、直ちに停止手配」とする指導を行っている。この取扱いの関係では「一部の表示ランプ点滅」は直ちに「停止手配」が基本であると考え。会社の見解を明らかにすること。

【回答】回送列車の乗務員交代時において乗務員室箇所の可動柵が開扉されなかった事象が複数発生したことを受けて、既に取り扱いをより明確なものに変更している。

3. 回送列車を担当する車掌が可動柵を閉め忘れた場合の対応は、「直ちにUBSを扱い、運転士に連絡した後、可動柵を閉める。列車監視後、指令へ報告する。」とすること。

【回答】回送列車の乗務員交代時において乗務員室箇所の可動柵が開扉されなかった事象が複数発生したことを受けて、既に取り扱いをより明確なものに変更している。

4. 訓練時に周知した内容を訂正し、全社員に周知すること。

【回答】掲示及び2月訓練にて周知済みである。

以上

《 議論内容 》

組合：これまでのマニュアル自体が誤りであったことではないか。

会社：誤りではない。

組合：乗務員の1月の訓練では、停止手配を取らずに指令に一報を入れるように指導している。これを受けて、組合員が現場管理者に確認し申し入れをしている。

会社：複数発生したので、1月の訓練でマニュアルの周知をした。

組合：組合員の指摘を受けて、2月にはこのマニュアルを変更している。

会社：より安全な取扱いをするために変更しただけである。

組合：これまでの取扱いが安全ではなかった。組合員の指摘を受けて変更したのである。

以上